

愛媛県県立学校体育館空調設備整備計画策定業務仕様書

1 業務名

愛媛県県立学校体育館空調設備整備計画策定業務

2 業務の目的

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っており、体育館への空調設備については、児童・生徒の熱中症対策をはじめとする教育環境の質的向上はもとより、災害時の避難所機能向上の観点からも、整備の必要性が高まっている。

本業務は、県立学校体育館への空調整備を推進するため、空調方式や事業費等について調査・比較検討し、整備に係る課題や条件等を整理した上で、計画的かつ効率的な事業実施に資する整備計画を策定することを目的とする。

3 調査対象施設

県立学校（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）のうち、空調設備が整備されていない48校の体育館48施設 ※別紙参照

4 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月26日（金）まで

※なお、受託者は、5(4)に示すとおり、令和8年11月中旬を目途に、令和9年度当初予算における事業実施に向けた検討に資する短期計画案（整備費用の概算を含む。）を発注者に提出するものとする。

5 業務内容

(1) 基本情報及び条件の整理

受注者は、整備事業に必要となる施設概要等基本情報及び条件を整理する。

(2) 現状把握（図面等による机上調査又は現地調査）

施設の現状を把握するための調査を実施する。なお、調査対象校については、全学校一律に調査することを必須とせず、施設の規模や建築年その他の条件を考慮した上で、受託者が適切な調査対象及びサンプル数を設定できるものとする。

(3) 空調方式の検討

導入する空調設備について比較検討し、各施設に最適な方式を検討する。検討に当たっては、少なくとも以下の方式を比較対象とするものとする。

- ・ EHP（電気式）
- ・ GHP（都市ガス式）
- ・ GHP（LPガス式）
- ・ EHP/GHP併用（ハイブリッド式）

また、上記以外の方式でも有効と考えられる方式があれば提案すること。

(4) 整備計画案の作成

受注者は、整理した基本情報及び条件を基に、計画地の問題点や計画条件を抽出し、県と協議の上、整備計画案を作成する。なお、計画期間は、調査内容を踏まえて検討

するほか、発注方式（リース方式、買取方式等）に応じた計画期間内における年度ごとの必要経費、整備終了後に毎年度必要となる経費を概算事業費として算定し、整備計画案に併せて提出する。

なお、令和9年度の整備計画案を短期計画案、令和10年度以降の整備計画案を最終計画案とし、短期計画案を令和8年11月中旬を目途に、最終計画案を令和9年3月中旬を目途に提出すること。

(5) 報告書作成

以上の検討結果を報告書としてとりまとめ、成果品として提出する。

6 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後14日以内に、以下の事項を記載した業務計画書を任意様式にて作成の上、発注者に提出すること。

ア 業務内容

イ 業務詳細工程

ウ 業務実施体制及び組織図

エ 打合せ計画

オ 連絡体制

カ その他発注者が必要とする事項

7 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と適宜打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度記録する。記録は、Word形式（A4縦型・横書き）で速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として当該データを電子メールにより提出すること。

8 引渡前における成果品の使用等

委託期間の途中においても、発注者は受託者の承諾を得ることで、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

9 検査

受託者は、業務が完了したときは、発注者に業務完了報告書で通知するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

10 成果物

(1) 受託者は、短期計画案提出時及び業務完了時に、次に掲げる成果品を紙及び電子データで作成し、各1部を期限までに提出すること。

・業務報告書

・その他関連資料

・上記電子データ一式（CD-R 又はDVD-R）

(2) 本業務によって生じる成果品の著作権は全て発注者である県に帰属し、県は複製、改変、第三者提供その他一切の利用を自由に行うことができるものとする。また、受託者は、県の承諾なしに当該成果物を使用又は公表してはならない。

11 その他

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、本仕様書及び関連する法令等を遵守すること。
- (2) 上記業務内容に付随して、受託者の経験から本業務にあって必要と思われる事項についての支援を行うこと。
- (3) 受託者は、計画策定業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、その都度協議の上、決定すること。